定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

東京都江東区亀戸六丁目二八番六号

江東運送株式会社

代表取締役　山下　信治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

東京都台東区元浅草一丁目一番三号

株式会社前田製作所

代表取締役　足立　敏

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年二月八日です。

平成二十九年一月十七日

東京都台東区元浅草一丁目一番三号

株式会社前田製作所

代表取締役　足立　敏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

株式会社ザイエンス

代表取締役　荒井　浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

岐阜県関市武芸川町谷口五九九番地

東海理研株式会社

代表取締役　佐藤　明広

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

愛知県大府市長根町四丁目一番地

東海興業株式会社

代表取締役社長　木村　信昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十七日

大阪府豊中市上新田二丁目一二番一号

株式会社ニュータウンゴルフガーデン

代表取締役　清水　保行

投資主総会開催につき通知公告

平成二十九年三月二十三日に投資主総会を開催いたします。規約第十八条第一項の規定に従い、平成二十八年十二月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十九年一月十七日

東京都中央区晴海一丁目八番一二号

ＳＣリアルティプライベート投資法人

投資主総会開催につき通知公告

平成二十九年四月七日に投資主総会を開催いたします。規約第十七条第一項の規定に従い、平成二十九年一月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主といたします。

平成二十九年一月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

三井不動産プライベートリート投資法人

執行役員　冨川　秀二

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十九年一月十二日開催の臨時社員総会において、優先資本金の額三十億六百九十五万円を三千二百四十万円減少して、金二十九億七千四百五十五万円とし、発行済優先出資総口数六万百三十九口を一口に対して金五万円をもって六百四十八口有償消却して、五万九千四百九十一口にすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、消却に要する金額　三千二百四十万円

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年十二月二十二日付官報号外第二八四号の八十八頁に掲載されていますが、右公告に係る訂正公告を平成二十八年十二月二十八日付官報三十二頁に掲載しております。

平成二十九年一月十七日

東京都文京区本郷二丁目三番七号

全国住宅運用2号特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二日

掲載頁　六十三頁（号外第二四三号）

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区永田町一丁目一一番三〇号

サウスヒル永田町五階

特定目的会社アシステッドリビング習志野

取締役　山本　顕三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年十一月二十二日付官報号外第二八四号の八十八頁に掲載されていますが、右公告に係る訂正公告を平成二十八年十二月二十八日付官報三十二頁に掲載しております。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区永田町一丁目一一番三〇号

サウスヒル永田町五階

特定目的会社アシステッドリビング習志野

取締役　山本　顕三

正　誤

平成二十九年一月十六日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

国土交通大臣　石井　啓一

ページ	段	行	誤	正	
平成二十八年十一月一日（号外第二百四十二号）					
国土交通省告示第千百七十九号（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件）					
（原稿誤り）					
二五	下	一七	改め、同(十)	同㉗を同㉜	
二六	上	一八	同㉗を同㉝	同㉗を同㉜	
二六	上	終りから二四	の第一項	第一項	
二七	〃	終りから四	計算書により	計算書による	
二九	〃	〃	自家用発電装置等	自家用発電装置等	
〃	下	終りから八	発電機板	発電機盤	
〃	〃	終りから五	第二第四号	第四	
三〇ページ上段一行目から二行目			「確認し及び」を「確認するとともに、」に改め、同項はの欄中「電解液を」を削り、「同項はの欄中「電解液を」を削り、「確認し及び」を「確認するとともに、」に改め」の誤り。		
三一	上	一五	排気取り入れ口	排気口	
〃	〃	二四	含む。）	含む）	
〃	下	一四	隠蔽	隠蔽	
〃	〃	終りから九	状態	作動状態	
三二	上	〃	同４(5)	同４(1)の欄中「自家用発電装置等」を「自家用発電装置等の外観」に改め、同(5)	同４(1)の欄中「自家用発電装置等」を「自家用発電装置等の外観」に改め、同(5)の状況」に改め
〃	〃	終りから五	給排気の状況」	給排気」	

三二ページ上段終りから四行目の「同⑬の欄中「自家用発電装置」を「自家用発電装置等」に改め」は削除する。

三二	下	終りから八	清掃口	掃除口

三二ページ下段終りから三行目から二行目は次のとおりの誤り。

別記第四号注意⑫を同⑬とし、同⑪を同⑫とし、同⑩中「調査」を「確認」に、「⑥から⑨」を「⑦から⑩」に改め、同⑩を同⑪とし、同⑨を同⑩とし、同④から同⑧までを一つずつ繰り下げ、同③の次に次のように加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十七日付第九号三二ページ　●同日付政府調達第九号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）